

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・
文化財保存活用地域計画・保存活用計画の
策定等に関する指針
(抜粋)

平成31年3月4日
文 化 庁

I. 指針の位置付け

過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に各地域の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となる中、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが必要となっている。

このため、平成 29 年 5 月に文部科学大臣より文化審議会に対して「これからの文化財の保存と活用の在り方」について諮問がなされ、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において検討が行われ、同年 12 月に「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が取りまとめられた。

これを踏まえ、平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体（以下「支援団体」という。）の指定等が制度化された。

これらの仕組みにより、各地域における中・長期的な観点からの文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施が一層促進され、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が“見える化”されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなる。

本指針は、こうした取組が円滑に進むよう、地方公共団体や所有者等が、大綱や地域計画、保存活用計画を作成・推進等する際の基本的な考え方や留意事項などを示したものである。ただし、実際の運用に当たっては、地域の実情を踏まえて適切に対応することが望まれる。

II. 文化財の保存と活用について

（本指針の対象とする文化財）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第 2 条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化

的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

(保存と活用に関する基本的な考え方)

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」(第1条)と規定しており、保存と活用はともに文化財保護を図る上での重要な柱である。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、取扱いに細心の注意が必要な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されることで継承が図られる文化財も存在する。文化財は一度壊れてしまえば永遠に失われてしまうため、それぞれの文化財の種類・性質についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされることが必要である。

また、保存と活用は互いに効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない。保存に悪影響を及ぼすような活用があってはならない一方で、適切な活用により文化財の大切さを多くの人々に伝え、理解を促進していくことが不可欠であるなど、文化財の保存と活用は共に、次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

また、文化財はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、文化財そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

このような文化財の適切な保存と活用の推進には、所有者や地域住民等の理解・協力が不可欠であるとともに、専門的な知見を有する職員や学芸員等による指導・助言など、地方公共団体の文化財担当部局や博物館等の果たす役割が極めて重要である。

なお、文化財によっては、信仰の対象・信仰の場となっているものや、日常生活の場となっているものが少なくないため、このような文化財の観光等の活用方策の検討に当たっては留意が必要である。

Ⅲ. 文化財保存活用大綱

1. 趣旨

~~大綱は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該都道府県内において各種の取組を進めていく上で共通の基盤となるものである。都道府県は、域内の市町村を包括・指導助言する広域の地方公共団体として、域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や複数の市町村にまたがる広域的な取組、市町村への支援の方針などについて大綱に定める。~~

~~大綱において、都道府県としての文化財の保存・活用の基本的な方針が明示されることで、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能となる。~~

~~また、域内に複数市町村にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域が存在す~~

~~4. 支援団体への譲渡に係る課税の特例等~~

- ~~○ 個人・法人が、重要文化財や重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を一定の支援団体に譲渡する場合には、国・地方公共団体等へ譲渡した場合と同様に、譲渡所得の課税の特例等を受けることができる。~~
- ~~○ 本特例は、日常的な維持管理や修理の負担等を背景に、個人で文化財を維持し続けることが困難な事例が増加する一方、地方公共団体においても財政難等により公有化が容易でない状況が生じていることから、文化財に関して知見を有する支援団体に対して文化財の譲渡を促進することにより、民間を含めた多様な主体の参画による文化財の次世代への継承を図るものである。~~

~~(解説・留意点)~~

~~一定の支援団体に対して重要文化財（美術工芸品・建造物）を譲渡した場合に譲渡所得が非課税に、重要文化財・史跡名勝天然記念物として指定された土地を譲渡した場合に所得税・法人税が2,000万円を上限に特別控除の適用対象となる。~~

VI. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者、重要無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。

保存活用計画において、個々の文化財の保存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。

保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等にも“見える化”され、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。

なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとするのが有効である。

以下、保存活用計画に関する記載について、「重要文化財」には「国宝」を含み、「史跡名勝天然記念物」には「特別史跡名勝天然記念物」を含む。

2. 保存活用計画の記載事項

別添を参照

3. 作成及び認定の手続

- 保存活用計画の作成は、所有者等の実情を踏まえつつ、例えば次に掲げるような手順により作成することが考えられる。
- (1) 作成に向けた準備として、当該文化財の現況の確認や過去の調査・関連する文献等の基本情報を収集・整理するとともに、情報が不足する場合には必要に応じて更なる調査等を行う。
 - (2) 収集した情報を基に、所有者等は保存活用計画を作成する。その際、地方公共団体の文化財担当部局や文化財の専門家など有識者の意見を聴きながら作成することが考えられる。
 - (3) 作成した保存活用計画の認定申請は、市町村及び都道府県を經由して、文化庁長官へ別途定める申請書を提出して行う。

(解説・留意点)

保存活用計画の作成に当たって、有識者の意見を聴く際には、例えば地方文化財保護審議会委員の指導・助言を求めたり、地方公共団体や専門家による策定委員会を組織して検討を行ったりするなどの方法が考えられる。

また、都道府県及び市町村は、所有者等の求めに応じて保存活用計画の作成等に関して必要な指導・助言をすることができることとされているため(法第53条の8等)、所有者等は計画の内容等について、地方公共団体の文化財担当部局等と適宜相談するとともに、管理責任者や文化財の保存会等の関係者と調整を図りながら作成することが有効である。

なお、所有者等による保存活用計画の作成が困難な場合には、都道府県・市町村が、所有者等の依頼を受けて計画の作成を支援することも考えられる。ただし、その場合も計画の作成主体はあくまで所有者等であることに留意が必要である。

文化財が複数の類型に重複して指定されている場合(重要文化財(建造物)である建物の内部に重要文化財(美術工芸品)である障壁画が存在する場合など)や、一人の所有者が複数の文化財を所有している場合には、一体的・合理的な保存・活用の観点から、全体として一つの計画を作成することも考えられる。その場合には、当該保存活用計画に含まれる全ての文化財ごとに、2.に掲げる事項を記載することが必要である。

重要文化財(建造物)や史跡名勝天然記念物等において、従来、予算措置として作成を推奨してきた保存活用計画やこれに類する計画が策定されている場合には、当該計画に法令や本指針が求める内容を盛り込んだ上で、当該計画を法に基

づく保存活用計画へ移行し、認定申請を行うことが可能である。

なお、計画の作成・認定を円滑に行う観点から、文化庁・都道府県・市町村と事前に十分な相談が行われることが適当である。文化庁は随時相談を受け付けているので積極的に活用されたい。

4. 認定基準

○ 保存活用計画の認定基準は、文化財類型ごとに法に定められており、具体的には、次に掲げる要件を満たしていることが必要である。

(当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること)【全類型共通】

- 当該文化財の状況に応じて、計画期間内において実施すべき措置が盛り込まれていること
- それらが当該文化財の保存・活用に寄与するものであることが合理的に説明されていること

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)【全類型共通】

- 措置の実施主体が特定されているか、特定される見込みが高いこと
- 措置の実施スケジュールが明確であること

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)【全類型共通】

- 大綱又は認定地域計画が定められている場合、当該保存活用計画の内容が当該大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物、登録有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物】

- 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること
- 当該現状変更等により当該文化財が滅失・毀損等するおそれがないこと
- 当該現状変更等により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと
- 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること(基準の詳細は2. の記載事項を参照)【史跡名勝天然記念物のみ】 等

(当該保存活用計画に当該文化財の修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重

要文化財】

- 修理の内容及び方法が明らかであること
- 当該修理により当該文化財が滅失・毀損するおそれがないこと
- 当該修理により当該文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと

(当該保存活用計画に当該文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)【重要文化財(美術工芸品)、登録有形文化財(美術工芸品)】

- 当該寄託契約に、当該文化財を寄託先美術館・博物館で適切に公開する旨の定めがあること
- 当該寄託契約が5年以上の期間にわたって有効な契約であること
- 当該寄託契約に、所有者が解約の申し入れをすることができない旨の定めがあること

(解説・留意点)

(当該保存活用計画の実施が当該文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること)

各文化財の種類・性質・保存状態等を踏まえ、日常的な維持管理や周期的な修理、整備、防災・防犯対策、無形のわざの伝承、公開、情報発信、普及啓発など当該文化財を次世代へ継承するために必要な措置が適切に盛り込まれていることが必要である。また、それらの記載された措置の実施により、当該文化財の保存・活用に期待される効果について具体的に記載されていることが必要である。特に、当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、当該現状変更等が当該文化財の保存・活用に資するものであることを確認するため、その目的・効果・手法等について具体的に記載されていることが必要である。

加えて、保存と活用の双方の観点から実施すべき措置が盛り込まれているなど、保存活用計画全体として保存と活用の両方の要素を含んだものとなっていることが必要である。

(円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること)

保存活用計画の認定を受けた後に、認定保存活用計画に基づく措置が確実に実施されることを担保するため、取組の実施主体について記載されているか、調整中の場合には今後の調整の見通しが記載されていること、また、取組の実施スケジュールが記載されていることが必要である。

また、当該文化財の所在する市町村(及び必要に応じて都道府県)の文化財担当部局と適切に調整が図られていることが必要である。

また、重要無形文化財については保持者・保持団体以外の者が、重要無形民俗文化財については保存会等以外の者が保存活用計画を作成する場合には、保持者・

保持団体・保存会等と十分な調整が図られていることが必要である。

(大綱又は認定地域計画が定められているときは、これらに照らして適切なものであること)

都道府県の大綱又は認定地域計画が定められている場合は、保存活用計画の内容が、大綱又は認定地域計画に記載されている文化財の保存・活用の考え方や取組の方針等と整合性が図られたものとなっていることが必要である。

(当該保存活用計画に当該文化財の現状変更等に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)

認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例の適用を希望する場合は、当該現状変更等が当該文化財の価値を減じることなく適切に行われるものであることを確認するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該現状変更等を必要とする理由、当該現状変更等の具体的な実施箇所や工法、実施時期等が記載されていることが必要である。

(当該重要文化財保存活用計画に当該重要文化財の修理に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)

認定を受けた場合の修理の届出に係る手続の弾力化の特例を希望する場合は、当該修理が当該文化財の価値を回復させるために必要なものであり、適切に行われるものであることを確認するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該修理を必要とする理由、当該修理の具体的な実施箇所や工法、実施時期等が記載されていることが必要である。

(当該重要文化財保存活用計画に当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する事項が記載されている場合には、その内容が文部科学省令で定める基準に適合するものであること)

認定を受けた場合の美術工芸品に係る相続税の納税猶予の特例の適用を希望する場合は、当該美術工芸品が適切な施設で広く公開されることを担保するため、2. の記載事項及び添付書類において、当該美術工芸品の所有者と美術館・博物館との間で適切な寄託契約が結ばれていることが必要である(詳細は6. の美術工芸品に係る相続税の納税猶予を参照)。

5. 認定を受けた保存活用計画の変更、認定の取消し等

○ 認定を受けた保存活用計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第53条の3等)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- 当該文化財の所有者又は所在の場所の変更

- 計画期間の変更
 - 当該文化財の現状変更等に関する変更
 - 当該文化財の修理に関する変更
 - 美術工芸品の公開を目的とする寄託契約に関する変更
 - 当該文化財の保存に影響を与えるおそれのある変更
- 認定保存活用計画の計画期間が終了する際、保存活用計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、改めて文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。
- 認定基準に適合しなくなった認定保存活用計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある（法第 53 条の 7 等）。

（解説・留意点）

軽微な変更のうち、所有者の変更に関して変更の認定が必要となるのは、重要文化財、重要有形民俗文化財に限る。

重要無形文化財に関しては、その保持者が重要無形文化財の保存に影響を及ぼす心身の故障が生じたこと又は死亡したことに伴う変更が生じた場合、また、保持団体が解散（消滅を含む。）したことに伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。また、重要無形民俗文化財については、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者の解散（消滅を含む。）に伴う変更が生じた場合には、変更の認定が必要である。

現状変更等又は修理に関する変更について、既に許可を受け又は届出を行ったものについては、変更の認定は不要である。

保存活用計画の着実な実施のため、必要に応じて、進捗管理や計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、保存活用計画の継続を希望する場合には、当該評価の結果を次期保存活用計画へ反映させることが望ましい。

6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例

（現状変更等に係る手続の弾力化）

- 本特例は、認定保存活用計画の円滑な実施を図る観点から、国指定等文化財の現状変更等や修理を行う際に通常必要となる文化庁長官の許可又は事前の届出に関して、認定保存活用計画に記載された行為については、事後の届出で足りることとする手続の弾力化を図るものである。
- 特例の適用を希望する場合は、認定を申請する保存活用計画において、特例の適用を希望する現状変更等又は修理の内容を具体的に記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申請を行う（2. 保存活用計画の記載事項の現状変更等に関する事項又は修理に関する事項参照）。

(美術工芸品に係る相続税の納税猶予)

- 本特例は、相続税の負担を理由とした美術工芸品の散逸を防ぎ、美術館・博物館の適切な環境下で当該美術工芸品を管理するとともに広く公開するため、個人が所有する重要文化財又は登録有形文化財の美術工芸品について、美術館・博物館と寄託契約を締結し、併せてその旨を記載した保存活用計画を作成して文化庁長官の認定を受けた場合には、当該美術工芸品に係る課税価格の80%に対する相続税の納税を猶予するものである。
- 特例の適用を希望する場合は、当該美術工芸品について、美術館・博物館と寄託契約を締結し、認定を申請する保存活用計画において、当該寄託契約に関する事項を記載し、別途文部科学省令で定める書類を添付して文化庁長官へ申請を行う(2. 保存活用計画の記載事項の公開を目的とする寄託契約に関する事項参照)。

(解説・留意点)

(現状変更等に係る手続の弾力化)

本特例の対象となる文化財の類型及び特例による手続の弾力化の効果は次に掲げるとおりである。

類型	実施しようとする行為	通常必要な手続	認定を受けた場合の特例
重要文化財	現状変更等	許可	事後の届出
	修理	事前の届出	
重要有形民俗文化財	現状変更等	事前の届出	
史跡名勝天然記念物	現状変更等	許可	
登録有形文化財	現状変更	事前の届出	
登録有形民俗文化財	現状変更	事前の届出	
登録記念物	現状変更	事前の届出	

認定に当たっては、特例の対象となる現状変更等や修理の具体的な内容や方法等が、当該保存活用計画において明らかとなっていることが必要である(4. 認定基準を参照)。

特例の対象となる現状変更等や修理が終了した場合は、文化庁長官へ届け出ることが必要であるため、別途定める届出書に現状変更等又は修理の結果を示す写真又は見取図を添付して、市町村及び都道府県を經由して文化庁へ提出する(添付書類の提出は重要文化財又は史跡名勝天然記念物である場合のみ)。

(美術工芸品に係る相続税の納税猶予)

本特例の適用を受けるには、次に掲げる要件を満たすことが必要である。

- 重要文化財又は登録有形文化財である美術工芸品の現在の所有者が、美術館・博物館(博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定される博物

(6) 史跡名勝天然記念物

○ 史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成主体は当該史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者であり、その記載事項は法第 129 条の 2 第 2 項各号に列挙されている。具体的には、次に掲げるものを基本的な内容として定める。なお、登録記念物保存活用計画の記載事項は、史跡名勝天然記念物に準ずることとする。

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

- 当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等
- 当該史跡名勝天然記念物の管理団体等
- 保存活用計画の対象とする区域
- 当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等

(当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容)

- 保存の現状と課題
- 活用の現状と課題
- 整備（保存のための復旧，公開活用のための施設整備）の現状と課題
- 運営・体制の整備の現状と課題
- 保存（保存管理）の方向性と方法
- 活用の方向性と方法
- 整備の方向性と方法
- 運営・体制の整備の方向性と方法

(計画期間)

- 計画期間

○ また、必要に応じて、次に掲げる内容を定めることができる（法第 129 条の 2 第 3 項）。

- 現状変更等に関する事項

(解説・留意点)

(当該史跡名勝天然記念物に関する基本的な事項)

当該史跡名勝天然記念物の名称・所在地等には、官報で告示された名称，種別，所在地，指定基準，指定年月日（追加指定されている場合は追加指定年月日，追加指定基準を含む）を記載する。

当該史跡名勝天然記念物の管理団体等には、管理団体が指定されている場合は、その名称及び事務所の所在地を記載し、管理責任者が選任されている場合は、その氏名又は名称及び住所も記載する。

保存活用計画の対象とする区域（以下「計画区域」という。）には、計画区域の範囲を示す区域図を記載する。計画区域は、原則的には所有者が所有する土地の範囲を対象とするが、将来的な土地の買上げ予定がある場合など、必要に応じて、関係者の了解を得た上で、周辺の地域を範囲に含めることもできることとする。

当該史跡名勝天然記念物の概要・価値等には、指定に至る経緯、指定に至る調査結果、指定地の状況、指定理由、本質的価値を表す諸要素及びその他の諸要素（以下「構成要素」という。）の特定に関する内容を記載する。なお、本質的価値を表す諸要素には指定理由に明示されている諸要素又は指定理由から読み込むことの可能な諸要素、その他の諸要素には本質的価値と緊密に関係するものの指定理由からは読み込むことが難しい諸要素又は指定後に付加された諸要素について記載する。また、構成要素の特定に当たっては、「史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書」（平成27年3月、文化庁文化財部記念物課）を参照することが有効である。

（当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容）

保存の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの保存の現状と課題を記載する。

活用の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの活用の現状と課題を記載する。

整備（保存のための復旧、公開活用のための施設整備）の現状と課題には、指定地全体及び個々の構成要素ごとの整備の現状と課題を記載する。

運営・体制の整備の現状と課題には、保存活用計画の実施体制及び実施に当たりの関係者・関係機関等との連携体制の現状と課題を記載する。

保存（保存管理）の方向性と方法には、保存の現状と課題を踏まえ、保存（保存管理）の方向性や具体的な手法、周辺環境の保存の手法、追加指定の方針、土地の買上げの方針その他計画期間中に行う保存に関する取組の内容を記載する。なお、それらの取組が現状変更等を伴う場合には、その具体的な内容を併せて記載する。

活用の方向性と方法には、活用の現状と課題を踏まえ、活用の方向性や具体的な手法（地域おこし・観光や学校教育・社会教育等の地域における活用等）を記載する。

整備の方向性と方法には、保存のための整備（復旧・修理）及び活用のための施設整備の方向性や具体的な手法を記載する。

運営・体制の整備の方向性と方法には、保存活用計画の実施に向けた運営・体制の整備拡充の方向性と具体的な手法を記載する。

（計画期間）

計画期間は、概ね5～10年程度の期間を基本としつつ、個々の文化財の実情に応じて設定する

<必要に応じて任意で記載する事項>

（現状変更等に関する事項）

保存活用計画の認定を受けた場合の現状変更等に係る手続の弾力化の特例（詳細は6. 保存活用計画が認定を受けた場合の特例を参照）の適用を希望する場合には、次に掲げる事項を記載する。

- 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。）
- 現状変更等を必要とする理由
- 現状変更等の内容及び実施の方法
- 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

「史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準」には、当該史跡名勝天然記念物の適切な保存のために申請者が定める現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。また、地区区分を行った場合には、地区ごとの現状変更等の取扱方針及び具体的な取扱基準を示すこと。取扱方針及び具体的な取扱基準には、「〇〇については認める（許可する）」「××以外は認めない（許可しない）」「△△については認めない（許可しない）」等のルールを明確にすること。

「現状変更等を必要とする理由」には、当該現状変更等が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う措置であることの説明を含めること。

また、認定申請書には、次に掲げる書類を添付する。

- 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書
- 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書
- 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
- 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書
- 管理責任者がある場合は、その意見書

なお、保存活用計画の認定を受けた後に、現状変更等に関する事項の添付書類に変更が生じた場合には、改めて認定申請を行う必要はないが、あらかじめその旨を文化庁長官に届け出ることが必要である。